

## 令和8年度第1回一級小型自動車整備技術講習日程表

(静岡本教場)

回	月/日	曜日	午 前	講師	午 後	講師
1	4/14	火	新技術 第1章 ハイブリッド車 第2章 CNG自動車 P11～50	専任	新技術 第3章 筒内噴射ガソリンエンジン 第4章 コモンレール P50～84	専任
2	4/20	月	新技術 シャン 第1章 CVT 第2章 VSCS P85～122	専任	新技術 第2章 VSCS 第3章 SRSエアバック	専任
3	5/21	木	エンジン電子制御装置 総論 第1章 電気回路 P7～24	専任	第1章-IV 電気回路の測定技術 P24～66	専任
4	5/28	木	第2章 高度整備技術 センサ P67～100	専任	学科(1h) 高度整備技術 P100～P120 実習 サーキットテスト オシロスコープの活用について	専任
5	6/3	水	第2章 高度整備技術 アクチュエータ P120～164	専任	学科(1h) 高度整備技術 P164～165 実習 外部診断機の活用	専任
6	6/24	水	第2章 高度整備技術 アクチュエータ P165～200	専任	学科(1h) 高度整備技術 P200～204 実習 センサ、アクチュエータの診断技術	専任
7	6/30	火	第2章 高度整備技術 P205～256	専任	学科(1h) 高度整備技術 実習 センサ、アクチュエータの診断技術	専任
8	7/29	水	第3章 高度故障診断技術 P257～283	専任	学科(1h) 高度故障診断技術 実習 総合診断トラブルシュート	専任
9	8/4	火	中間実技試験	専任 委嘱	中間学科試験 シャン電子制御装置 I 電子制御AT P9～40	専任
10	9/8	火	I 電子制御AT P41～86	専任	実習 ATの構造、油圧回路 故障診断について	専任
11	9/18	金	II 電動パワーステアリング P87～119	専任	II 電動パワーステアリング P120～145	専任
12	9/29	火	III ABS P147～172	専任	実習 EPSの構造、回路 故障診断について	専任
13	10/8	木	III ABS P172～197	専任	実習 ABSの構造、回路 故障診断について	専任
14	10/22	木	IV オートエアコン P199～281	専任	実習 オートエアコン	専任
15	10/29	木	V 振動・騒音 P283～299	専任	V 振動・騒音 P300～343	専任
16	11/11	水	V 振動・騒音 P345～367	専任	実習 振動、騒音	専任
17	12/3	木	実習 総合診断 中間学科試験	専任	I 総合診断 第1章 自動車整備における総合診断 P7～42	専任
18	1/15	金	I 総合診断 第2章 応酬話法 P43～99	専任	II 環境保全 第1章～第3章 P101～120	専任
19	1/22	金	II 環境保全 第4章 P121～124 III 安全管理 第1章～第3章 P127～140	専任	III 安全管理 第3章 P140～144 法令教材(道路運送車両法)	専任
20	1/29	金	法令教材 (道路運送車両の保安基準・点検基準)	専任	実習 新技術(ADASエーミング)	専任
21	2/5	金	実習 総合診断・応酬話法 修了学科試験	専任	修了実技試験 閉講式	専任 委嘱

- 講習時間 9:00～17:00 (集合時間 8:45 講習終了後清掃)
- 講習会場 一般社団法人 静岡県自動車整備振興会総合会館(3階会議室及び実習場)  
静岡市駿河区中吉田10-36 TEL(054)261-5678
- 回数〇囲みは実習ですので、作業服・安全靴・帽子を着用のこと。
- 欠席の場合は、事業主の承認を得て指定用紙にて届けを提出すること。
- 不正改造車の乗り入れは厳禁とする。
- 講習生の車は、決められた場所に駐車すること。
- 持ち込んだ弁当等のゴミは各自持ち帰ること。

### 講習規定

1) 規定出席時間数 学科 90時間以上 実習 45時間以上 総時間数 学科 96時間 実習 48時間

**※規定出席時間数の関係上 学科6時間 実習3時間しか余裕がありません、確実な講習への出席をお願いします。**

2) 試験基準 80点以上合格(未滿は補講・追試験)

3) 補講について以下の場合には有料となります

- ・学科試験実施日に欠席し学科試験を別の日に受ける場合(1時間)
- ・実技試験実施日に欠席し実技試験を別の日に受ける場合(1時間)
- ・講習を欠席し出席率が規程時間に満たない為、補講を受ける場合(必要時間)

※補講受講料(税込会員価格:¥440/時間 ・ 税込会員外価格¥660/時間)

- この講習は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の規定により普通職業訓練短期課程として静岡県知事に認定されています。(平成9年3月14日付け 清高技専第471号)